

ISSN 1880-0807

龍谷大学 国際社会文化研究所 紀要

第 17 号 2015 年 6 月



Society and Culture

Journal of the Socio-Cultural
Research Institute, Ryukoku University

Vol.17 2015.6

I 共同研究

研究課題：女が読む、女が書く

—19世紀末から20世紀初頭のアジアにおける、女性による読書と
執筆の社会的越境性／侵犯性に関する、学際的比較研究—

フローレス島修道女の行動主義のパラドクス …………… 青木恵理子 7

Imperial Pulp :

Literature by the Chinese of Colonial Indonesia …………… Elizabeth CHANDRA 23

アベンダノン編カルティニ書簡編集の考察

—1911年編と1987年編を比較して— …………… 富永 泰代 33

研究課題：日英戦後和解に関する基礎研究

—故平久保正男氏関連資料を中心として—

平久保正男氏資料の基礎的研究

—戦後の日英和解活動の分析に向けて— …………… 松居 竜五 53
村上 享子

研究課題：日本人大学生における排外主義・ポピュリズム傾向の規定因の検討

Twitterにおけるコリアンに対する日本語でのレイシズム言説

—高(2014)のさらなる分析— …………… 岸 政彦 89
高 史明

研究課題：機能文法の枠組みによる日本語モダリティ研究

機能文法による日本語モダライゼーションと

モジュレーション下位分類の分析 …………… 角岡 賢一 105

「だろう」に関する主要分析の概観と 「だろう」の意味について	五十嵐海理	121
SFL システムネットワークによる 日本語モダリティの再構築	加藤 澄	135
研究課題：ダム言説の構築		
—脱ダム宣言とその影響を例として—		
国会における議論からみられるダム言説の変動	寺田 憲弘 田中 滋	157
Ⅱ 個人研究		
テレビ放送の「多文化仕様化」に関する国際比較 —多文化共生社会の費用計算に向けた試論—	八幡 耕一	173
“You can speak, therefore you can teach” : A Critical Reexamination of the Role of Native English Teachers in Japan	Shoichi MATSUMURA	187
Forest Conservation and Development in Uganda : Increasing Discrepancy between Rhetoric and Reality	Fumihiko SAITO	197
Reading the Kyoto School Philosophy as a Non-Western Discourse : Contingency, Nothingness, and the Public	Kosuke SHIMIZU	217
“To remain in the host country or return to homeland?” : An Inquiry into the Post-Retirement Residential Locational Choice Behavior of International Migrant Workers : The Case of Philippine-born Nurses in Austria	Ma. Reinaruth D. Carlos	229
現代アメリカ社会における仏教の動向 —アメリカの仏教からアメリカ仏教へ—	嵩 満也	251
「中国武陵山区妇女反贫困扶助政策项目」有关资料 研究資料：中国武陵山区における女性貧困軽減のための地域開発に関する研究	李 复屏	263

I 共同研究

【研究課題】

女が読む、女が書く

—19 世紀末から 20 世紀初頭のアジアにおける、
女性による読書と執筆の社会的越境性／
侵犯性に関する、学際的比較研究—

Women reading, Women writing :

Interdisciplinary studies of women and transgressive literacy
in the late 19th and early 20th century Asia

【研究課題】

日本人大学生における排外主義・
ポピュリズム傾向の規定因の検討

An Investigation of the underlying factors of the xenophobia
and the devoting to populism of Japanese college students

【研究課題】

ダム言説の構築
—脱ダム宣言とその影響を例として—

Construction of dam discourse :
A case study of No Dam Proclamation

Ⅱ 個人研究

『国際社会文化研究所紀要』執筆要領

(論文資料等の共通書式)

1. 『国際社会文化研究所紀要』に発表する「論文」「研究資料」「研究ノート」「書評」等(以下「論文資料等」という。)は、いずれも他に未発表のものに限る。
2. 「論文」は、原則として20,000字とする。
「研究資料」「研究ノート」は、原則として12,000字とする。
「書評」は、原則として6,000字とする。
3. 和文の論文資料等には、必ず英文タイトル・英文アブストラクトを添付するものとする。和文以外の論文資料等には、必ず英文・和文双方のタイトルとアブストラクトを添付するものとする。
4. 論文資料等は、ワープロ原稿とし、プリントアウトしたものと、電子媒体によるデータを添付することとする。また、別に定める表紙(様式4)の添付を必要とする。
5. 論文資料等の掲載内容は、タイトル、執筆者名、アブストラクト、本文とする。

(指定研究)

6. 指定研究プロジェクトは、
 - ①代表者は、研究期間中、毎年3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
 - ②代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
 - ア. 研究期間3年目の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
 - イ. 研究期間3年目の9月末までに「叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。
 - ③代表者・共同研究者は、研究期間2年目・3年目に、論文資料等を提出することができる。提出期限は毎年9月末までとする。

(共同研究)

7. 共同研究プロジェクトは、
 - ①代表者は、研究期間中、毎年3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
 - ②代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
 - ア. 研究期間最終年の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。「提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
 - イ. 研究期間最終年の9月末までに「叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。
 - ③研究期間2年の研究プロジェクトの代表者・共同研究者は、研究期間2年目に、論文資料等を提出することができる。提出期限は9月末までとする。

(個人研究)

8. 個人研究プロジェクトは、
 - ①代表者は、研究期間中、3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
 - ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。

- ア. 「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
- イ. 研究期間の9月末までに「国際社会文化研究所叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。

(その他)

9. 指定研究・共同研究については、共同研究者以外の研究者が国際社会文化研究所運営会議(以下「運営会議」という。)の議を経て論文資料等の執筆に加わることができる。個人研究についても、同じく運営会議の議を経て他の研究者が論文資料等の執筆に加わることができる。
10. 論文資料等の掲載順序は運営会議で決定する。
11. 運営会議で掲載が不適切と判断した論文資料等は、掲載しないことがある。
12. 掲載論文資料等については、1件につき50部の抜刷を無償で提供する。50部を越える抜刷を希望する場合は、執筆者が超過分の実費を支払うこととする。
13. 掲載論文資料等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文資料等を電子化により公開することについては、複製権(注1)及び公衆送信権(注2)の行使を国際社会文化研究所に委託するものとする。但し、電子化による公開については、執筆者の許諾を得た上で行うものとする。
- 注1 複製権：著作物を有形的に再製することに関する権利
- 注2 公衆送信権：著作物を公衆向けに「送信」することに関する権利
14. 本要領に定めのない事項については、運営会議にて議する。
15. 本要領は2009(平成21)年度のプロジェクトから適用する。

以 上

附則 1998(平成10)年6月17日運営会議決定

附則 2003(平成15)年1月16日運営会議改正

附則 2006(平成18)年4月26日運営会議改正

附則 2009(平成21)年3月2日運営会議改正

附則 2010(平成21)年3月10日運営会議改正

国際社会文化研究所紀要 第17号

平成27年 6 月30日発行

編集・発行 龍谷大学国際社会文化研究所
所長 松村 省一
〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷 1-5
TEL 077-543-7742
印刷 協和印刷株式会社
